

阿賀野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市条例第17号

阿賀野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

阿賀野市国民健康保険税条例（平成16年阿賀野市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加える。

第22条第1項中「66万円」を「67万円」に、「並びに同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「17万円」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカからキまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第7条」の次に「、第8条の2」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の阿賀野市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。